南島

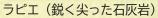
Minamijima 後世まで守りたい 希少な自然の宝庫



南島の宝物

小笠原諸島・南島は、観光で上陸できる唯一の無人島です。カルスト地形(石灰岩が浸食・風化してできる地形)がおりなす美しい景観を楽しむことができます。







ドリーネ (すり鉢状のくぼ地)



かつて生息していた陸産貝類 (カタツムリ類) の半化石

南島には海鳥や海岸性の植物、動物など小笠原固有種や希少な生きものが多く生息しています。



ムラサキオカヤドカリ(広・R・天)















※ 略文字記号 固:小笠原固有種天:国または東京都指定天然記念物

R:環境省または東京都レッドデータブック記載種 広:広域分布種

【南島の生態系の特徴】

海岸性の植物が回復した島

かつて、野生化したヤギによる食害、観光客の踏みつけなどの被害を受けた植物が、さまざまな取り組みで回復してきています。

昆虫類・陸産貝類(カタツムリ類)固有種の生息地

捕食者であるグリーンアノールやプラナリア類 (ニューギニアヤリガタリクウズムシなど) が侵入していないため、小笠原固有の昆虫類・陸産貝類が多数生息しています。

父島列島最大の海鳥繁殖地

カツオドリ、オナガミズナギドリ、アナドリなどの海鳥が多数、営巣・繁殖しています。

南島自然観察MAP



鮫池

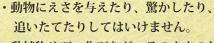
陰陽池は汽水の池で、準絶滅危惧種カワツルモ(水草)が生育しています。また、渡り鳥の休息地となっ ているほか、トンボ類などの水生昆虫の生息地にもなっています。さらに、周辺には、分布が小笠原諸島と南西諸島周辺などに限られているヘリトリオカガニの 集団生息地もみられます。



陰陽池



休息中のカモ類



せん。

南島エコツーリズムのルール

定められた経路以外は歩いてはいけま

・東京都自然ガイドの指示にしたがい、

- ・動植物や石、化石など、そのままの状 態にするとともに、島外へ持ち出して はいけません。
- ・岩石などに落書きをしてはいけません。
- ・ごみは全て持ち帰りましょう。



東尾根から見た扇池の景観。扇池は 「新・東京百景」に選定されています。

扇池横の砂浜は、 アオウミガメの<mark>産卵</mark>

地となっています。

扇池



かつて南島に生息してい たヒロベソカタマイマイや、 チチジマカタマイマイなど の半化石がみられます。法 律により、採取は禁止され



東尾根では南島の景観を特徴付けて いる、石灰岩が雨水で溶食されてでき た「ラピエ」が間近に見られます。



東尾根からは、閂(かんぬき)島を はじめとする石灰岩の岩礁のほか、 好天時にはハートロックが望めます。



ハマゴウの群落。黄色 いスナヅルが覆ってい る箇所もあります。



斜面はクサトベラに 覆われています。



東尾根



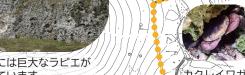
オナガミズナギドリが、 土を掘って穴のなかで営巣 します。観察路のすぐ脇に 営巣することもあります。



上陸地点付近では海岸性植物 のイソマツも観察できます。



頂上には巨大なラピエが そびえています。





ムラサキオカヤドカリ



·陸地点

ネムリブカ(鮫)が泳い でいることがあります。

鮫池

《凡例》

●●●●● 自然観察路



繁殖シーズンの4~9月頃には、 カツオドリの営巣・繁殖のよう すを観察できます。

かつては傷んでいた南島の植生

かつての南島の姿



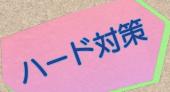








1960~70年代の南島は、野生化したヤギ(ノヤギ)によって植物が食べつくされ、さらには土壌の踏みつけによって、植物が生えていない場所(裸地)が多い島になっていました。



その後、観光利用がはじまりましたが、観光利用に関するルールがなかった ため、観光客は制限なく自由に島の中を歩き回っていました。こうして人によ る踏みつけの影響も見られるようになりました。

その結果、雨が降ると裸地部の赤土が流れ出てしまい、植生回復はなかなか 進みませんでした。





【植生回復工事】

2001年から5年かけて、赤土の流出をとめるための土留めやシバ移植などの工事を行いました。





【自然観察路のメンテナンス】

自然観察路とその周辺の植生へのダメージを軽減するために、踏み石の設置や修繕などの対策を行いました。

さまざまな努力で回復が進んできました

現在の南島の姿











2000年頃から南島の保全と利用について、東京都と小笠原村の話し合いがはじまり、自然を回復させるための工事(ハード対策)と、観光利用のルールづくり、ガイド養成など(ソフト対策)が行われました。

ハード対策・ソフト対策を同時に行うことにより、 その相乗作用で、効果を最大限発揮しています。

ソフト対策





【生態系に配慮した歩行の徹底】

人が歩行できる場所を限定しガイドが先導案内することで、植生へのダメージを軽減できるようになりました。





【生態系に配慮した歩行の効果】

人の立入りがなくなった尾根部やシバ地では、オナガミズナギドリなどの海鳥の営巣数が増えました。

外来種対策事業とその成果

外来植物の駆除によるオガサワラアザミなどの在来種の増加

東京都による外来植物駆除事業や、ボランティア活動による駆除作業を継続しています。この結果、 オガサワラアザミなどの希少植物や小笠原固有種を含む多くの在来植物の個体数が増加し、生育エリアが 拡大しました。







(生い茂っていた外来植物を抜き取りました)







オガサワラアザミの成長と繁殖 (個体数が増え、生育エリアが拡大しました)

ネズミ類の駆除によるアナドリの繁殖成功率の向上

ネズミ類による海鳥の卵やヒナの食害対策として、ネズミ駆除を2012年度から行っています。この結果、 ネズミ類は減少し、海鳥の繁殖成功率が上昇しました。とくに小型の海鳥であるアナドリは、繁殖成功率の向 上が顕著でした。



アナドリ



ネズミによる海鳥の卵食害



毒餌供給装置と 誘引されたネズミ

南島におけるエコツーリズム

南島では、東京都と小笠原村との協定に基づく「適正な利用のルール」を中心としたエコツーリズムが行われて おり、自然保護と観光利用の両立を目指しています。観光客は限られた一部のエリアしか利用することはできま せんが、南島の自然と環境保全に精通した東京都自然ガイドと共にルールを守ることで、環境への影響を最小 化しつつ、自然を最大限、満喫することが可能となっています。











自然の宝庫・南島を未来に引き継ぐために

希少な生きものが守られた南島の「すばらしさ」

小笠原諸島を代表する「景観」を有している南島。その中でも扇池は、青い海と白い砂浜のコントラストが美しい場所です。こうした「景観」に加え、海辺の生態系が維持され、希少動植物が多い点も、南島の「すばらしい」とこるの一つです。

このように希少動植物が多いのは、次の二点によるところが大きいといえます。

- ① ノヤギ (野生化したヤギ)の根絶を完了した。
- ②小笠原固有種等に対し、甚大な被害を及ぼす外来生物が侵入していない。

ただし、南島は多くの人が上陸するため、新たな外来生物が侵入してくるリスクも常に高い状態です。これまで島 民や観光客など、南島を訪れる皆さまが、「外来種をこれ以上入れない」、「南島を守ろう」という思いを胸に、利用ルー ルを守っていただいています。こうした一人一人の取り組みによって、侵略性が高い外来種群の侵入を防ぐことができ、 「希少な生きものが守られている南島」を維持することができているのではないでしょうか。

※小笠原諸島の各地で外来種の駆除や侵入防止対策、拡大防止対策が進められていますが、ノヤギの根絶が完了していない父島では、希少種、小笠原固有種を含めた多くの在来植物が食害を受けています。また、グリーンアノールが侵入している島々では、日中活動する固有昆虫類が捕食され、危機に瀕しています。

ぜひ読んで!

あなたの貢献で南島の生態系が守られます

このパンフレットを手にしている方の多くは、竹芝桟橋から乗船されたと思います。 思い出してください、乗船前に「クツの泥落とし」と海水による「消毒」をしたことを。

つまり、竹芝桟橋から出発する時点で、すでに外来種対策はスタートしていました。

このあとも「クツの泥落とし」や、服や荷物に植物の種子が付着していないかなど、外来種対策の呼びかけが何度もあると思います。こうした「些細なこと」を、一人一人がこまめに行うことが、南島の生態系、南島の美しさ、ひいては小笠原諸島の自然を未来に継承していくことにつながります。





外来種の持ち込みを防ぐために、各船への乗船前にクツの泥落としや服、カバン、帽子などの持ち物を細かく強くはたき、グリーンアノールや外来のアリ、外来種の種子などの持ち込み防止にご協力ください。また、ニューギニアヤリガタリクウズムシの移動防止のため、海水でのクツ底洗浄にもご協力ください。

法律による制限行為等の定め

- 自然公園法に規定される「特別保護地域」(南島全域)
 - 植物の採取・損傷、植栽・播種、動物の捕獲、殺傷、採卵、放逐、火入れ・焚火、景観維持等に影響を及ぼ す行為等が禁止されています。
- 種の保存法に規定される「国内希少野生動植物種」
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護のために指定された種群で、捕獲・採取・殺傷・損傷・譲渡等が 禁止されています。また、これらの一部は、保護増殖の対象となっています。
- 文化財保護法で指定された「国指定天然記念物」
 - 天然記念物に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官の許可が必要です。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律などに基づく外来生物対策 外来生物を持ち込まない、(ペットを含む) 外来種による在来生態系への被害防止が必要です。





小笠原村観光協会HF

南島へのエコッアーに関するお問い合わせ 一般社団法人 小笠原村観光協会

〒 100-2101 東京都小笠原村父島東町 HP https://www.ogasawaramura.com/

TEL: 04998-2-2587



南島 後世まで守りたい希少な自然の宝庫

令和 5年3月 登録番号 (4)3 制作・発行 東京都小笠原支庁 編集:株式会社 和建設計事務所 デザイン協力:ふわりくらぶ 写真提供:NPO法人 小笠原自然文化研究所 / 徳竹 真人

本パンフレットに関するお問い合わせ 東京都小笠原支庁 土木課

〒 100-2101 東京都小笠原村父島字西町 TEL: 04998-2-2167